

雨水を溜めて再利用！

例えば...**節水**…花や植木の水やりに

防災…非常時の生活用水の備えとして

八王子市では雨水の有効利用を目的として、雨水貯留槽を設置する方に**最大5割（上限3万円）**を補助しています

〈補助対象施設〉 八王子市内にある建物の屋根に降った雨水を貯留するための雨水貯留槽（タンク）。ただし、市販のものに限る。
※1建物（集合住宅については1戸）あたり1基。

〈補助の対象者〉 雨水貯留槽を令和2年（2020年）4月1日以降に購入設置後、令和3年（2021年）3月31日まで（郵送の場合は3月31日必着）に申請された方。

〈補助対象地域〉 八王子市内全域

〈補助金の額〉 本体購入価格（消費税を含む。ただしオプション品や送料・設置工事費は除く）の2分の1の額。（円位未満の端数は切り捨て）上限は30,000円。

※この補助金は、国の社会資本整備総合交付金が使われています。

【お問合せ先】

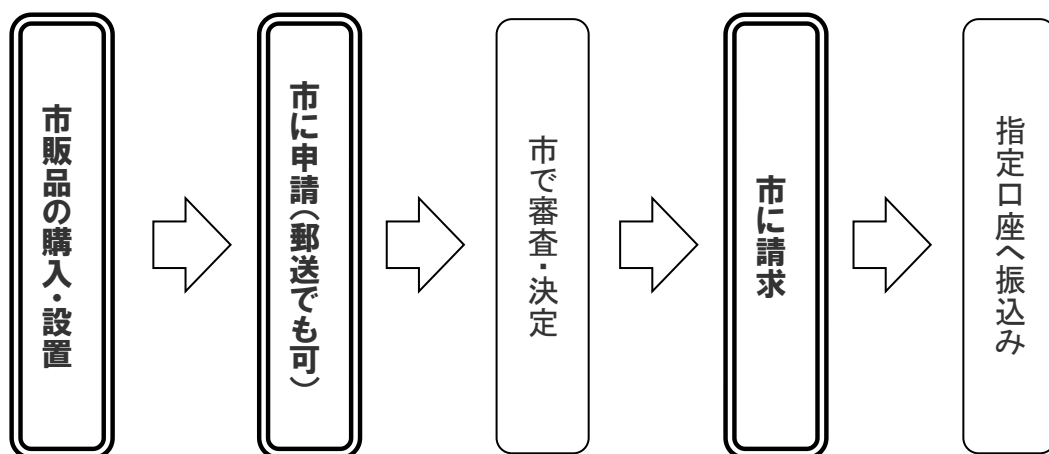
八王子市水循環部水環境整備課
八王子市役所本庁舎2階北
Tel 042-620-7388
Fax 042-626-3019



《 雨水貯留槽 補助金交付手続きの流れ 》

手続きの流れ（☐ 申請者が行う手続き）

※対象は「雨水貯留槽」「雨水タンク」など、市販されている商品とします。



《申請に必要な書類》

◎ 補助金交付申請書

- 添付書類
- ① 商品名、宛名の記載された領収書（令和2年4月1日以降のもの）
※クレジットカードの明細等ではなく、領収書が必要です。
 - ② 設置状況の写真（雨どいに雨水貯留槽が接続していることが確認できるもの）
 - ③ 配置図

申請書等につきましては市ホームページに掲載があります。

（市ホームページ中央部の検索窓で「雨水貯留槽設置補助事業」と検索してください）

※ 雨水貯留槽補助金申請書は直接ご持参いただくか、郵送で手続き可能です。申請書等をご希望の場合はお電話ください。

※ この補助制度は、市税の滞納がある場合、対象となりません。

※ 予算の範囲内で実施しますので、年度の途中で終了する場合があります。